

## 「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づく事業について

### 1. 災害時要援護者避難支援事業

風水害や土砂災害などの自然災害が発生したときに、第三者の支援がなければ一人で避難できない在宅の方を「災害時要援護者」と位置づけ、災害時要援護者を把握し、その情報を地域と共有をすることで、地域における支援体制の整備を図るもの。

#### ◆具体的な事業の流れ

- ・対象者（※）に「災害時要援護者調査」を実施。
- ・第三者の避難支援を必要とし、個人情報提供に同意する方について、避難時の手助け（情報伝達や避難誘導など）を行う「避難支援員」を地域で選定し、「個別支援計画書」を作成。
- ・災害時要援護者にかかる「個別支援計画書」の情報を行政と地域で共有し、避難支援に役立てる。

#### ※ 要援護者の要件

- ①70歳以上の一人暮らしの方
- ②要介護3以上の方
- ③身体障害者手帳1・2級の方
- ④療育手帳A判定の方
- ⑤精神障害者手帳1級の方
- ⑥難病患者の方（郡山保健所に要援護者台帳の登録をしている方）

### 2. 事業の実施状況

- H23 モデル事業（5自治会）を実施
- H24 全自治会を対象に、本事業についての概要説明  
事業実施年度（H24～H26）にかかる意向調査の実施  
⇒ H24 38自治会で実施  
10/末 対象者に「災害時要援護者調査票」を送付